

# 政策11：放送分野における利用環境の整備 評価書要旨（第1部）

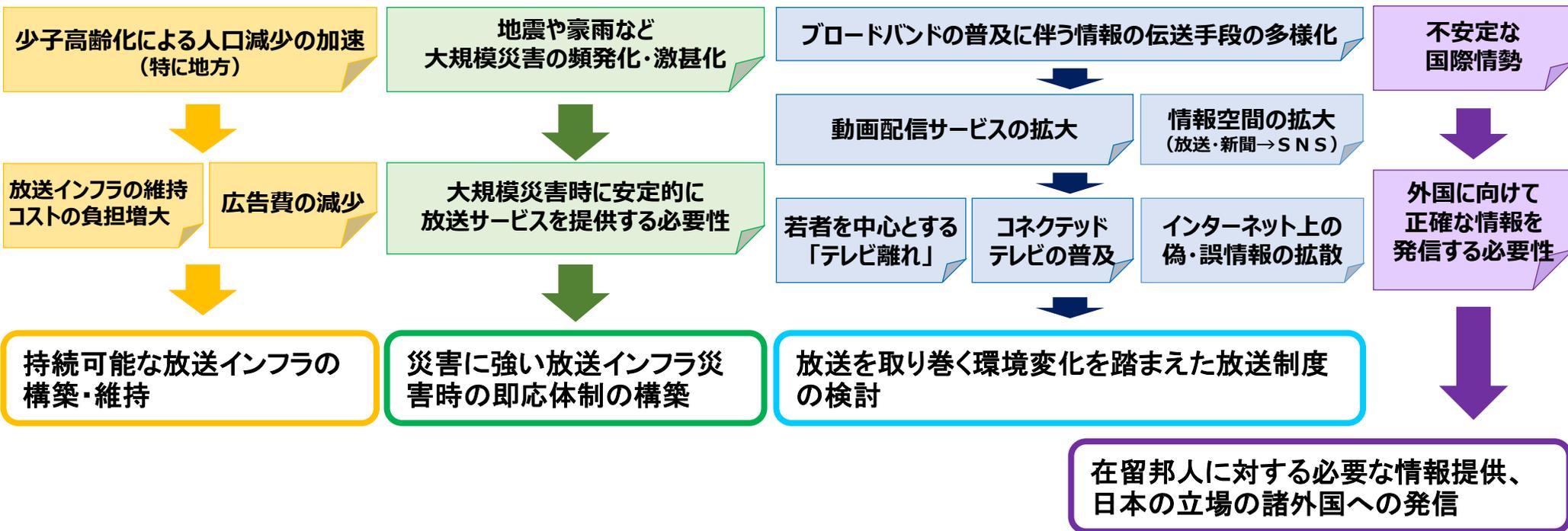
## 放送政策の目的

放送番組や放送由来の情報（放送コンテンツ）をインターネットを含む多様な伝送手段で国民・視聴者に届けることができる環境を整備すること

## 放送を取り巻く環境変化・具体的な取組

放送の安定的・継続的な  
提供への対応

情報空間の  
健全性確保への対応



## 重点分野

## 災害に強い放送インフラ、災害時の即応体制の構築

## 背景

- 近年、大規模災害時において、救命・救助活動や復旧・復興の妨げとなる偽・誤情報の拡散が社会問題となっており、また、災害の激甚化・頻発化が進む中で、災害時に住民の生命・身体の安全確保に必要な情報を迅速かつ確実に提供する上で、取材や編集に基づき信頼性が一定程度担保された情報を伝達する放送の役割は引き続き重要と考えられる。
- 大規模災害時においても、放送を通じて、住民に対して安定的にかつ確実に情報が届くようにするためにも、① 防災・減災の観点からの平時からの対策と、② 発災時の迅速なサービス復旧と住民の視聴環境確保のための対策の両面から取り組む必要がある。

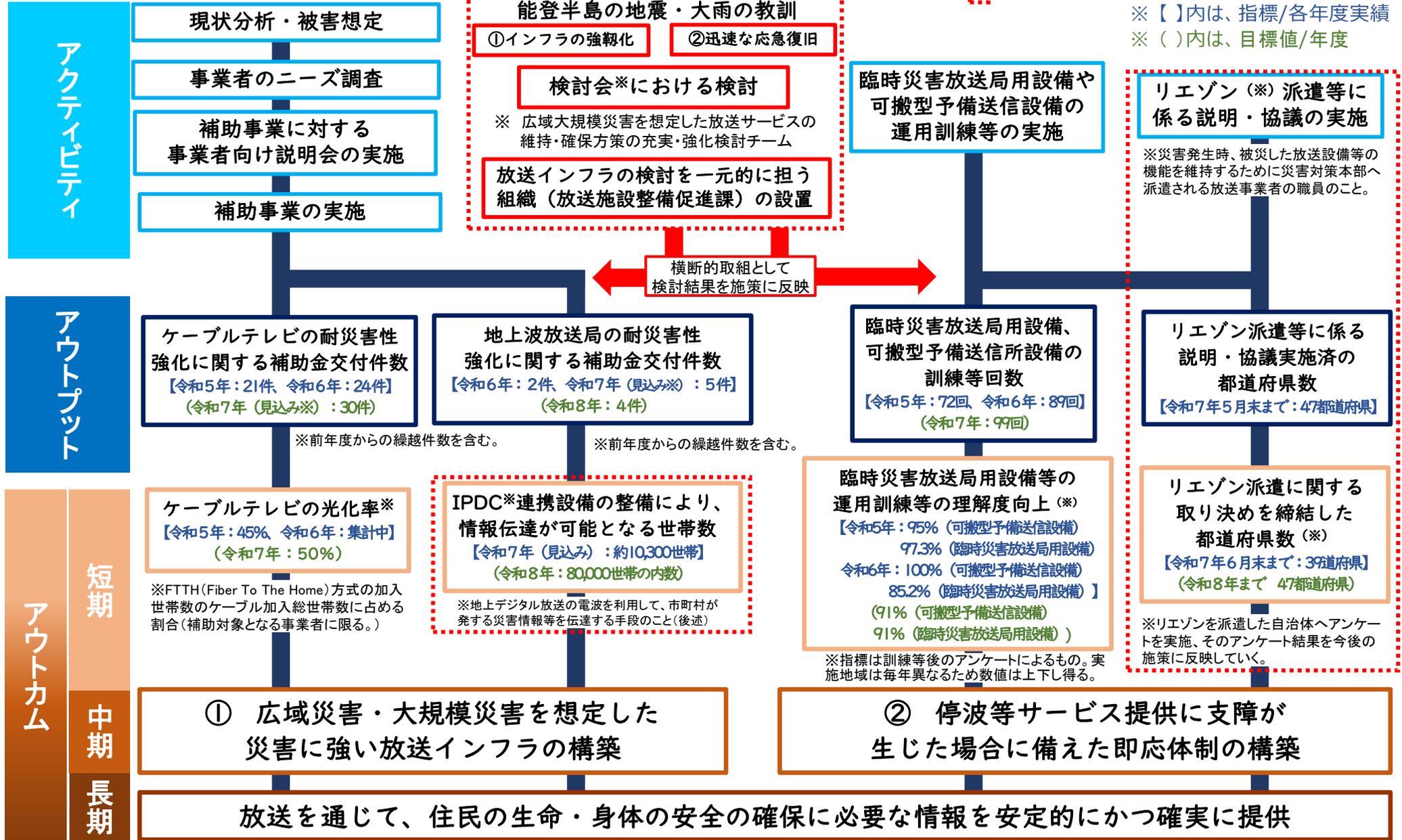
## 目標達成に向けた課題

- これまで、①の観点から災害に強い放送インフラの構築に取り組んできたところであるが、令和6年能登半島地震においては、地上波中継局の停波やケーブルテレビのケーブルの断線の被害が想定を上回り、サービス停止が長期間に渡ったため、臨時的な措置として衛星を活用するなど、放送サービスの安定的な提供に支障が生じた。
- 能登半島地震での教訓を踏まえて、①のこれまでの取組を継続・強化しつつも、災害の規模は事前に想定しづらく、停波は生じうるものとの前提に立ち、例えば、停波した場合の広域連携や即応体制の構築、避難住民の放送視聴環境の確保が必要であり、②の観点からも十分な対策を講じる必要があるのではないかと。特に、令和6年には南海トラフ地震警戒情報も発出されるなど、今後は災害の大規模化・広域化を想定した対策を検討する必要があると考えられる。
- この点について、総務省では令和7年2月より「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」（※）を設置し、対応を検討しているところである。

(※) [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/digital\\_hososeido/index06.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index06.html)

# 政策11：放送分野における利用環境の整備 評価書要旨（第2部）

(効果発現経路)



アクティビティ

アウトプット

アウトカム

短期

中期

長期

能登地震等の教訓を踏まえて今後も取り組む事項

※【 】内は、指標/各年度実績  
※（ ）内は、目標値/年度

リエゾン（※）派遣等に係る説明・協議の実施

※災害発生時、被災した放送設備等の機能を維持するために災害対策本部へ派遣される放送事業者の職員のこと。

リエゾン派遣等に係る説明・協議実施済の都道府県数

【令和7年5月末まで：47都道府県】

リエゾン派遣に関する取り決めを締結した都道府県数（※）

【令和7年6月末まで：39道府県】  
（令和8年まで 47都道府県）

※リエゾンを派遣した自治体へアンケートを実施、そのアンケート結果を今後の施策に反映していく。

能登半島の地震・大雨の教訓

①インフラの強靱化

②迅速な応急復旧

検討会※における検討

※ 広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム

放送インフラの検討を一元的に担う組織（放送施設整備促進課）の設置

横断的取組として  
検討結果を施策に反映

臨時災害放送局用設備や可搬型予備送信設備の運用訓練等の実施

ケーブルテレビの耐災害性強化に関する補助金交付件数  
【令和5年：21件、令和6年：24件】  
（令和7年（見込み※）：30件）

※前年度からの繰越件数を含む。

地上波放送局の耐災害性強化に関する補助金交付件数  
【令和6年：2件、令和7年（見込み※）：5件】  
（令和8年：4件）

※前年度からの繰越件数を含む。

臨時災害放送局用設備、可搬型予備送信所設備の訓練等回数  
【令和5年：72回、令和6年：89回】  
（令和7年：99回）

臨時災害放送局用設備等の運用訓練等の理解度向上（※）  
【令和5年：95%（可搬型予備送信設備）  
97.3%（臨時災害放送局用設備）  
令和6年：100%（可搬型予備送信設備）  
85.2%（臨時災害放送局用設備）】  
（91%（可搬型予備送信設備）  
91%（臨時災害放送局用設備））

※指標は訓練等後のアンケートによるもの。実施地域は毎年異なるため数値は上下し得る。

ケーブルテレビの光化率※  
【令和5年：45%、令和6年：集計中】  
（令和7年：50%）

※FTTH（Fiber To The Home）方式の加入世帯数のケーブル加入総世帯数に占める割合（補助対象となる事業者に限る。）

IPDC※連携設備の整備により、情報伝達が可能となる世帯数  
【令和7年（見込み）：約10,300世帯】  
（令和8年：80,000世帯の内数）

※地上デジタル放送の電波を利用して、市町村が発する災害情報等を伝達する手段のこと（後述）

① 広域災害・大規模災害を想定した災害に強い放送インフラの構築

② 停波等サービス提供に支障が生じた場合に備えた即応体制の構築

放送を通じて、住民の生命・身体の安全の確保に必要な情報を安定的にかつ確実に提供

## 課題認識(まとめ)

- 平時からの災害に強い放送インフラの構築については、国による支援（補助）の実施により、一定の進捗を見せており、災害時の被害防止・軽減に一定の効果が出ていると認識。
- 一方、令和6年能登半島地震・大雨においては被害が想定を上回ったためサービス停止が長期間に渡った。サービス復旧に当たっては、現地対策本部、地方自治体、関係省庁、事業者などの関係者と連携した対応が必要となった。
- 災害の規模は事前に想定しづらいものであり、サービス停止は生じうるものとの前提に立ち、今後は、災害の大規模化・広域化を想定し、停波した場合の広域連携・即応体制をあらかじめ構築し、事業者間連携を進めるとともに、避難住民の放送視聴環境の確保に十分な対策を講じる必要がある。

## 今後の取組の方向性

1. 平時からの放送インフラの強靱化に加えて、災害発生時に迅速にサービス復旧を行い、住民の放送視聴環境を確保するための体制作りにも注力する。  
⇒ 特に南海トラフ地震など**広域大規模災害に備えた対策の検討**を進める
2. 災害発生時に、地上波放送・ケーブルテレビ・衛星放送を組み合わせながら、インフラ横断的・面的に住民が放送を視聴できる環境の構築に取り組む。  
⇒ **放送インフラの整備・維持を一元的につかさどる新しい組織を設置**し、一体的に取り組む